

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第19号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(加算額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>8,000円</u></p> <p>(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>16,000円</u></p> <p>(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>24,000円</u></p> <p>(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>32,000円</u></p> <p>(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>4万円</u></p> <p>(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>46,000円</u></p> <p>(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>52,000円</u></p> <p>(8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 <u>58,000円</u></p> <p>(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 <u>64,000円</u></p> <p>(10) 2,500キロメートル以上 <u>7万円</u></p> <p>附 則</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第55号）附則第16項の規定により読み替えられた給与条例第10条の2第2項に規定する3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、<u>3万円</u>とする。</p> | <p>(加算額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第10条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>6,000円</u></p> <p>(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>13,000円</u></p> <p>(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>2万円</u></p> <p>(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>26,000円</u></p> <p>(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>33,000円</u></p> <p>(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>38,000円</u></p> <p>(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>43,000円</u></p> <p>(8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 <u>48,000円</u></p> <p>(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 <u>53,000円</u></p> <p>(10) 2,500キロメートル以上 <u>58,000円</u></p> <p>附 則</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第55号）附則第16項の規定により読み替えられた給与条例第10条の2第2項に規定する3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、<u>26,000円</u>とする。</p> |

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。